



SPARTA1合同会社がニッシン債権回収<8426>株式の変更報告書を提出



ニッシン債権回収<8426>について、SPARTA1合同会社が2月3日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「本店所在地の変更」によるもの。

報告義務発生日は、2012年1月30日。